１．距離制運賃料金適用方

（１）運賃料金計算の基本

　　　運賃及び料金は、使用車両１車１回の運送ごとに計算します。

（２）運賃計算の方法

①．運賃は、実車走行運送距離によって、運賃表に掲げてある金額とします。

②．割増率が適用される貨物については、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額で計算します。

（３）端数の処理

　　　運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、計算した金額の５０円未満の端数は５０円に、５０円から１００円未満の端数は１００円に切り上げます。

（４）キロ程の計算

　　　運送距離は、１車１回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最低となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

（５）品目別割増

貨物が割増し品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。１車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物、又は、異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうち最高の割増率を適用します。

（６）特大品割増

　　　貨物の長さ及び高さ、重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。

（７）悪路割増

　　　運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

悪路割増区間の運送距離による運賃×（悪路割増）

（８）冬期割増

　　　運送区間中に冬期割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送距離に対応する運賃×（冬期割増）

（９）深夜、早朝割増の適用時間（午後１０時から午前５時まで）に行われる運送（当該運送のための作業時間及び車両留置時間を含む）については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜、早朝割増適用時間÷運送時間×運賃（割増が適用されない場合の運賃総額）×（深夜早朝割増）

（10）積込料及び取卸料について

荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。

（１）車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。

（２）作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。

（３）積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

（11）待機時間料について

車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて待機時間料を収受します。ただし、１回の運送において２箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

（12）計算の順序

運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

①．実車運送距離による運賃の計算。

②．割増率による適用計算。

③．（３）による運賃の端数処理。

④．諸料金（端数処理を含む）及び実費の計算。

（13）実費負担

荷役費用及び荷主の要求により要する次に掲げる費用は、実費として収受します。

①．フェリー利用料（航送中の諸経費を含む。）

②．有料道路使用料

③．架装費用

④．貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て、立替え、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用

⑤．その他、運送に関連して求められるサービスに対する費用

（14）その他

　　　この運賃及び料金の適用関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

２．時間制運賃料金の適用方

（１）運賃料金計算の基本

①．この運賃及び料金は、距離制運賃によることを適切としない運送、又は荷主との契約でこれによることとした運送に適用します。

②．この運賃及び料金は、時間制の別（８時間制）または１時間ごとに計算します。

（２）キロ程及び時間の計算

走行キロ及び作業時間の計算は、次により行います。

①．荷主の指定した場所に到達した時間からその作業が終了した時間までについて行います。

②．走行キロは、１時間につき１０キロメートルまで時間制運賃料金に含まれます。１０キロメートルを超えた分については、距離制運賃表に掲げてある金額で収受します。

（３）従業員

運送に従事する従業員の数は、１車につき１人とします。

（４）距離制運賃料金適用方の準用

距離制運賃料金適用の６－（２）、（３）、（５）～（９）、（12）～（14）までの事項は時間制運賃料金を適用する場合に準用します。

（５）その他

この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。